

芦教生第 1222 号

平成26年1月28日

芦屋市文化財保護審議会

会長 安部 みき子 様

芦屋市教育委員会

委員長 小石 寛文



芦屋市指定文化財の指定について（諮問）

芦屋市文化財保護条例（平成元年芦屋市条例第7号）第5条の規定に基づき、次のとおり諮問します。

記

1 諮問内容

芦屋市指定文化財の指定について

2 諮問の理由

本市にとって特に文化的価値の高いものを芦屋市指定文化財として指定しようとするため。

3 指定候補資料

別紙，芦屋市指定文化財指定諮問書のとおり

以上

芦屋市指定文化財指定候補

名 称 寺田遺跡出土「大領」「少領」等墨書土器
(てらだいせきしゅつど「かみ」「すけ」とうぼくしよどき)

種 別 芦屋市指定有形文化財(考古資料)

その他特記事項

なし

芦屋市指定文化財指定諮問書

考古資料

てらだいせきしゆつど かみ すけ とうぼくしよどき 寺田遺跡出土「大領」「少領」等墨書土器

本墨書土器は、5点の須恵器から成る。平成8年度に実施された発掘調査で本市三條南町に所在する寺田遺跡から出土したもので、奈良時代後半(8世紀後半～末)の資料である。

本資料は、古代摂津国菟原郡の郡衙に関連すると推定される施設に伴う苑池状の遺構から出土した。5点の墨書土器は、郡司の四等官制を示すと考えられる「大領」1点、「少領」2点、「領」(推定)1点、「帳」(推定)1点の墨書が施されるものである。

「大領」の墨書を有する須恵器は、底径8cm以上の皿の底部の破片である。墨書は外面の中央に認められる。「少領」の墨書を有する須恵器の内の1点は、須恵器坏蓋、または高坏蓋の天井部の破片である。墨書は内面の中央に認められる。「少領」の墨書を有する須恵器の内のもう1点は、坏身の底部である。墨書は外面の高台内側に認められる。「領」(推定)の墨書を有する須恵器は、坏蓋の破片である。推定口径13.8cmを計測する。墨書は内面の中央近くに「領」(推定)の旁が読み取れる。「帳」(推定)の墨書を有する須恵器は、4.5cm程の小片で坏身片とみられる。墨書は外面に認められる。「主帳」の下字の公算が大きい。

これら寺田遺跡出土の墨書土器5点は、本市域の発展を証するのみならず、古代摂津国菟原郡の郡衙関連施設の所在地を推定する上で重要であり、古代芦屋が兵庫県下において地方行政と在地社会の枢要部の位置を指し示す歴史的遺産として、稀少かつ高い学術的価値を有するものである。